

令和 3 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 1 月 2 6 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	蓮沼千秋
委員	石井正治
委員	庭野正和
委員	古巻勲

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長事務取扱教育長	千葉孝
	指導室長兼教育研究所長	近津勉
	学校施設課長	石塚修
	副参事	渡邊知徳
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 3 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。 日程第 1、署名委員を決定いたします。蓮沼委員と石井委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 2、議案の審議に参りますが、初めに、審査の進め方についてお諮りをいたします。 第 2 号議案「所有権移転登記請求に係る訴えの提起について」につきましては、議会に上程する前の議案に関することでもあり、第 3 号議案「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」は、教育に関する事務の議案について、令和 3 年第 1 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定に基づきまして、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものであります。 両議案は、議会に上程する前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件でもありますので、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思いますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、両議案につきましては、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能といたします。 〔秘密会〕 〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕
教 育 長	それでは、第 2 号議案「所有権移転登記請求に係る訴えの提起について」を議題といたします。事務局よりお願いいたします。
石塚学校施設 課長	お手元の資料に訴えの提起についてという表題の資料がございます。こちらの案件は、地方自治法の規定に基づきまして、令和 3 年第 1 回の区議会定例会に提出するために、審議いただくものでございます。 内容でございますが、1 にありますように、訴訟の相手方は、こちらの本件土地の所有者の法定相続人でございます。

	2 は事件の概要でございます。江戸川区立小学校の敷地内にある土地二筆について、江戸川区による用地買収後、区への所有権移転登記がなされておらず、区の所有権が未登記の状態であるに至っているというのが現状でございます。 そこで、区は、本件の各土地について、売買契約により所有権を取得しているという認識でございますが、所有権移転登記につきましては、それぞれの土地の所有者の法定相続人の合意を得ることが困難な状況でございます。 つきましては、こちらの土地は、区が学校開校以後、学校敷地として継続して使用しておりまして、既に取得時効が完成しているということから、訴訟手続によりまして、所有権移転登記の手続を請求させていただくものでございます。 3 の訴えの内容でございますが、こちらは区が所有者の法定相続人に対しまして、土地の時効取得等を原因とする所有権移転登記を求める訴えを提起するということになってございます。
教 育 長	この件に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
古 巻 委 員	移転登記がなされていなかったというのは、ということなのでしょう。
学校施設課長	本来であれば、売買契約が締結されておりますので、所有権移転登記が済んでいる状態になっているべきでございます。ただ、こちらにつきましては、当時の耕地整理事業ですとか、土地改良事業の関係で、登記がなされずに現在に至っているということです。
古 巻 委 員	単なるケアレスミスとか、そういうのではないのですね。
学校施設課長	手続として当時できない状況があったのかもしれないのですが、現状においてこういった状況ですので、本件にて手続きをさせていただきたいと思えます。
教 育 長	他になければ、第 2 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。

教育推進課長	続きまして、第3号議案「教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。 では、御説明させていただきます。資料をお配りしてございますが、初めに、区長から教育長への公文を御覧ください。令和3年2月17日に開会いたします、令和3年第1回江戸川区議会定例会におきまして、議案を提出する予定でございますが、法律に基づきまして、意見聴取を行うものでございます。 案件といたしましては、4件です。1件目、令和3年度江戸川区一般会計予算中教育の事務に関する部分。2件目、令和2年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。3件目、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例中教育の事務に関する部分。4件目、訴えの提起について、この4点目は、先ほど説明した第2号議案にお示ししたものでございます。 4点目以外を御説明させていただきます。次のページを御覧ください。令和3年度当初予算(案)としてお示しさせていただいてございます。1の予算規模でございますが、令和3年度の一般会計予算につきましては、2,773億8,400万円余となっております。増減につきましては、4.1%の増でございます。こちらの特別会計を併せまして、総額といたしましては、4,003億7,600万円ということで、3.4%の増額でございます。 2番の歳出につきましては、一般会計中、教育費の部分を記載させていただきました。令和3年度につきましては、368億6,700万円ということで、5.7%の増額となっております。 裏面を御覧ください。重点事業項目一覧として挙げさせていただいております。1点目は、校庭の人工芝化でございます。改修が必要な校庭を人工芝に整備し、教育環境を向上するというものでございまして、西小岩小学校を予定しております。 2点目、小学校水泳指導の民間施設委託につきましては、改築校の水泳指導を民間プール施設で実施するものでございまして、南小岩小学校を予定しております。 3点目、すくすくスクール事業につきましては、学童クラブの時間延長、午後7時までの延長でございます。また、学童クラブでの補食の提供、月に1,200円の保護者実費負担を予定しております。 4点目の外国籍児童の日本語支援につきましては、葛西地区で日本語サポ
--------	--

ーターによる日本語学習支援を実施する予定です。

5点目の放課後補習教室につきましては、補習教室の実施コースを33校から66校に増やすというものでございます。

その他学校施設の改築ということで、(1)から(13)にお示した学校の改築を進めてまいります。

次のページを御覧ください。横判の資料でございますが、教育費当初予算についてというものでございます。歳入につきましては、主な内容といたしましては、上のほうから、学童クラブや幼稚園の保育料、また国庫支出金、都支出金などのいわゆる負担金や交付金、補助金などでございます。

併せて、諸収入にございますように、奨学金の貸付金返還金等、これらの歳入を併せまして、28億811万円ということでございます。前年度比1.7%の増でございます。

裏面を御覧ください。こちらは、歳出でございます。費目ごとにお示ししたものでございます。初めに、教育推進費でございますが、40億3,600万円余でございます。20.2%の増でございます。こちらにお示しております新規事業等は先ほどお示したとおりでございますので、主な内容といたしまして記載をさせていただいてございますが、教育推進費、主な増の要因としましては、学校情報化の推進と書かれている部分でございます。いわゆるGIGAスクールの一人1台のタブレット端末の関係でございます。こちらが教育推進費の主な増というものになってございます。

学務費につきましては、85億9,600万円余でございます。2.7%の減ということでございます。

教育指導費につきましては、12億6,076万4,000円でございます。12.9%の減でございます。主な内容としましては、こちらにお示ししているとおりでございます。

学校施設費につきましては、191億6,400万円余でございます。11.7%の増となっておりますが、主な増の要因は、学校施設の改築等でございます。

教育研究諸費につきましては、2億7,600万円余でございます。0.7%の増でございます。

その他、職員の給与費も併せまして、合計として、368億6,600万円というものでございます。

次のページを御覧ください。こちらからは、令和2年度第10号補正予算概要(教育費)の案をお示しさせていただいたものでございます。最初のページが歳入でございます。

主な項目を御説明させていただきますと、分担金及び負担金につきましては、学童クラブの育成費負担金でございます。5,400万円余の減額補正でございますが、こちらは、いわゆる緊急事態宣言期間中、都の補助金を活用することによりまして、保護者からの育成料の徴収を見送ったことによる減額補正です。

国庫支出金につきましては、国庫負担金にございますが、公立学校施設整備費国庫負担金、2億4,700万円の減額補正でございます。こちらは、小松川中学校の改築工期の延伸によりまして、対象期間の変更があったことによるものでございます。

国庫補助金につきましては、節の1点目、学校施設環境改善交付金2億7,600万円余の減額補正でございます。当初見込んでいた工事の補助金が採択されなかったことによるものでございます。こちらにつきましては、次の都支出金を御覧いただきまして、節の2点目、上から二つ目でございますが、公立学校屋内体育施設空調設置支援事業費都補助金にございますが、こちらに9億5,284万円の補正をしてございます。こちらは、当初見込んでおりました国庫補助、先ほど採択されなかったというものがございましたが、それに伴いまして、その補填として、都補助が採択されたものでございます。

これらを併せまして、歳入といたしましては、1億3,000万円余の歳入補正予算を組んでいるところでございます。

裏面を御覧ください。こちらからは、歳出になります。今回、歳出の部につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業の中止や延期を行ったことによる減額補正が主なものとなってございます。そこで、主なコロナ対策で減額補正したもの以外を中心に説明をさせていただきます。

まず、教育推進費でございますが、全体で26億9,000万円余の減額補正でございますが、1点目、木全・手嶋育英資金関係費、こちらは寄付金といたしまして、400万円の寄付を頂いたというものでございます。

また、上から五つ目、及び六つ目の学校情報化推進事務費の小学校費及び中学校費、それぞれ17億8,900万円余、8億1,600万円余の減額補正をしてございます。要因としましては、いわゆるGIGAスクールの学習者用タブレット端末の契約時期が当初の見込みよりも遅れたことによりまして、契約期間が短くなったことが原因でございます。

併せて、データセンター等の構築につきましても、精査を行い、減額補正につなげているものになります。

続いて、学務費でございますが、全体で1億4,000万円余の減額補正

です。上から二つ目の項目になりますが、学校運営費（小学校）にございますように、電子黒板の契約額が予定よりも収まったものということに伴いまして、3,100万円余の減額補正をしてございます。

続いてのページにつきましては、概ね新型コロナウイルス感染症の關係の中止に伴うものでございますが、一番下の部分、新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、これも新型コロナの關係ではございますが、令和2年3月の学校臨時休業期間中におきまして、事業者が負担した学校給食食材等の費用の補償を行ったものによるものでございまして、2,100万円余の補正を組んでいるところでございます。

次のページを御覧ください。こちらからは、教育指導費になります。5億900万円余の減額補正でございます。

事業の一つ目、教職員人事・研修関係費につきましては、3億6,400万円余の減額でございますが、内容といたしましては、副校長補佐の設置校数が少なかったことなどの理由によるものでございます。

事業の二つ目、教育活動事業費につきましては、1億700万円余の減額補正でございますが、内容としましては、教員用教科書・指導書におきまして、学校からの希望が少なかったことなどによるものでございます。

続きまして、学校施設費でございます。全体で5億7,500万円余の減額補正でございますが、こちらから学校施設費につきましては、いずれも契約額が予算額を下回ったことに伴う補正でございます。

次のページを御覧いただきまして、一番下のところに合計額をお示ししてございますが、合計で39億1,600万円余の減額補正でございます。

併せまして、教育費といたしましては、361億8,500万円余というものでございます。

続きまして、3点目でございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお示しさせていただきました。

こちらの資料の御説明をさせていただく前に、この改正の概要を口頭で御説明させていただきます。いわゆる育児休業につきましては、職員が出産して子供ができた場合に、最低3歳まで休業できるという制度でございますが、この育児休業の対象となる子供の範囲というものにつきましては、職員の実子や養子が対象でございます。

これに加えて、法律上の親子關係に準ずる子というものが対象となっておりまして、現在、いわゆる里親に当たりますが、いわゆる養子縁組里親というのが養子縁組を行う里親でございまして、もう一つが養育里親というものがございまして、養育里親につきましては、養子縁組を予定していない里親

	でございますが、養育里親について現在限られた場合だけ、この育児休業の対象となるというふうになっているところでございます。 しかしながら、この里親制度につきましては、里親の確保が非常に重要な課題であるということから、今回区におきましては、養育里親である職員の養育する子供については、要件を設けることなく、一律に育児休業の対象となるように改正をするものでございます。 そこで、新旧対照表を御覧ください。今回、改正をいたします第2条の2につきましては、赤字でお示ししている部分が直前にあります養育里親を対象としておりますが、赤字でお示ししている部分がその対象を限定している記載内容でございます。 新のほうを御覧いただきますと、その赤字の部分を全て削除しまして、養育里親である職員については、要件を付すことなく育児休業の対象というふうに改正をするものでございます。 付則にございますように、この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。 また、この条例につきましては、いわゆる区長部局の職員だけではなく、教育委員会の職員も対象になっている条例でございますので、こちらの条例によりまして、教育委員会も含めて、全てこの取扱いを対応するものでございます。 また、今後この条例の成立に当たりましては、教育委員会としまして、幼稚園教育職員の勤務時間条例施行規則も今後改正に向けて、手続きを進めてまいりたいと考えてございます。意見聴取につきましては、説明は以上です。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。
石 井 委 員	まず、初めの資料の裏面のところで、校庭の人工芝化ということがございまして、西小岩小が人工芝化されるということですが、改修が必要な校庭を人工芝で整備しということでございますが、まず改修が必要な校庭ってどんな校庭ですか。
学校施設課長	西小岩小学校ですが、現在、校庭がゴムチップで舗装されている学校になります。普通の土のグラウンドではなく、ゴムチップで舗装されております。このゴムチップ舗装は以前からされておりました、前回に工事したのが平成20年ですが、そちらの摩耗ですとか、損傷が激しくなってきたので、改修

	を検討していたところでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。似たような校庭というのは、江戸川区内各所にあるんでしょうか。
学校施設課長	2校ございまして、大杉小学校と下小岩小学校の2校でございます。
石 井 委 員	そうすると、大杉小学校と下小岩小も将来的には人工芝化するということでしょうか。
学校施設課長	まず、下小岩小学校は統合と改修の予定がございます。大杉小学校につきましては、施設の老朽化と一緒に今後の校庭整備と併せて検討されていくこととなります。
石 井 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	土だとどうしても商店街とか近隣の家に迷惑をかけてしまうので、当初はアスファルトだったんですね、昔は。アスファルトはさすがに危ないので、ゴムチップというのができたので、今はゴムチップ。それが古くなって改修という。足立区は今、人工芝で進んでいるので、そういう情報があって、じゃあ江戸川区もどうだろうかということでとりあえずテストとしてやらせていただいて、よければ他も検討していきたいと思っています。
蓮 沼 委 員	補正予算概要の中で、国庫補助金、当初見込んでいた空調設置の補助金が採択されなかったためって、大きいことですね。この背景を教えてください。
学校施設課長	まず、国のほうで補助金が採択されなかった理由についてなんですが、当初は国と都と自治体で、大まかな補助金割合みたいなのが示されていたところでございました。ただ、国がやっている制度策定の時点で、当初国で出す部分というのが、制度設計上出せなくなっていました。その一方で、東京都で、国が本来出すべきところが出せないのであれば、東京都のほうでカバーするというので、それも同時並行で制度設計が進みました。
蓮 沼 委 員	国から都に変更になったということですね。中身は同じ。

石 井 委 員	蓮沼委員と同じところでの質問ですけれども、よく研究費の補助金なんかで、企業に下りていく場合に、国から５０％出しますよ、企業も５０％出してくださいねという格好で補助金が出ることがあるのですが、まず国からの補助金というのは、そういう形のものだったんでしょうか。
学校施設課長	学校施設環境改善交付金の中で、空調機の設置とあるんですが、具体には体育館の空調だけではなくて、例えば、普通教室ですとか、特別教室などの空調も対象になっております。江戸川区で今回申請したのは、体育館の空調ですが、全国的に見ますと、普通教室にすらまだエアコンもついてない自治体が多いので、そっちのほうで優先採択されています。 そこで、負担割合というのは、先ほど示したように、国と都と各自治体で負担するものだったんですが、優先採択される内容というところで、今回国のほうでは採択されませんでした。
石 井 委 員	そうすると、区としては、予算獲得のときに当然のことだと思いますけど、国にも出しておく、都にも出しておく、いろいろと策を講じてはいらっしまったという、そういう理解でよろしいでしょうか。
学校施設課長	まず、順番としては、国のほうに手を挙げるといいですか、申請をいたしました。都の支給する要件としては、国に採択されたか、採択されなかったに関わらず、手を挙げたかどうかということになりますので、申請をさせていただきました。
石 井 委 員	ありがとうございます。
古 巻 委 員	採択されなかったというのは、江戸川区だけのことですか。それとも、全体的にその種の設備に関しては、だめだよということだったんでしょうか。
学校施設課長	体育館の空調ということで申し上げますと、先ほども少しお話ししましたが、全国的に普通教室、設置していない自治体が多いので、そっちのほうに優先的に配分されてしまいました。なので、結果として、体育館の空調に手を挙げた他区なんかは国のほうには採択されていない状況です。
古 巻 委 員	そういうことですね。

学校施設課長	ただ、同様に東京都内ですので、都の補助金を受けて、設置したところが多いという状況です。
古 巻 委 員	ほかの学校でも、体育館の設置工事を申請したところもあるんでしょうね。どうなんでしょう。
学校施設課長	23区で先行した自治体もあったんですが、かなり少なかったのも、やはり今回を機に形式ですとか精査して申請している自治体は多かったです。
古 巻 委 員	なるほど。
石 井 委 員	木全・手嶋育英資金についてお伺いしたいんですけども、私は木全・手嶋育英資金というのは、木全さん、手嶋さんが寄附してくださった、その育英資金なので、それがなくなったらなくなるのかなと思っていたんですけども、これまでこういう形で寄附を受けられていましたでしょうか。
教育推進課長	これまでも木全・手嶋さん以外の様々な方からの寄附をいただいてまいりました。今回のこの寄附につきましては、いわゆる遺言で木全・手嶋育英資金に寄附をしたいというようなお申し出が、お申し出といえますか、遺言を残していただきまして、相続人の方からの申し出によるものでございます。
石 井 委 員	ありがとうございます。
古 巻 委 員	そういう制度があるということを知っていて、遺言に残すというのはすごいですよね。知っていても出さない人もいるし。
教育推進課長	その遺言を読ませていただいたんですけど、その方御自身が奨学金を受けて大学に行って教員になったそうです。それ以降、江戸川区にずっとお住まいになっていらっしゃって、遺言を作成するに当たりまして、大学にお金がなくて行けないような子供ができたらかわいそうだということで、その木全・手嶋育英資金、まさに大学に通うための奨学金でございますが、その事業に自分の遺産を使ってほしいという旨を遺言として残されていたものでございます。

古 巻 委 員	尊いですね。
庭 野 委 員	2枚目の令和3年度の当初予算についてなんですが、裏面の歳出のところなんですが、予算ですので前年度よりも何かいろいろな事業を考えて、プラスになるというようなことが多いと思うんですけども、学務費と教育指導費が減額になっております。これの理由については、今お話がありましたところで、いろいろな減額補正されているところの費目に何か関わることで、こういうような減額措置になっているんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。
教育推進課長	全体的な流れといたしましては、今回江戸川区の予算を編成するに当たりますして、いわゆる新型コロナウイルス感染症の関係で、今後、歳入が非常に少なくなるだろうということも踏まえまして、非常に絞った形で予算編成というのが方針としてございました。そういったところもございますので、各事業それぞれこれまでも余計なものを積んでいたわけではありませんけれども、より精査をして、予算の編成を行ってきたところでございます。特に学務費につきましては、大きくどれを削ったというよりは、全体的な精査の結果、この2.7%の減というところがございます。教育指導費につきましても、もちろんそれもしておりますが、併せまして、いわゆる働き方改革で行わせていただいた事業の中で全校が対象になるということで、予算を令和2年度計上しましたが、実際にはそれほど使っている学校がなかったものについては、実績に合わせて見直しを行ってございますので、そういったものも含めまして、減といたしますか、予算を精査するということでございます。
庭 野 委 員	なるほど。教育指導費は特に1割以上の減額ということなので、結構大きいかんと思ったのでお聞きしました。ありがとうございます。
石 井 委 員	歳出のところの新型コロナウイルス感染症対策関係費で、学校給食食材費費用を補填したということで御説明がありましたけども、まず補填していただけたことはすばらしいことだと思いました。それで、お伺いしたいのは、江戸川区以外にもほかの区でもこういう種類の食材費用の補填というのは出されているんでしょうか。
教 育 長	これは、小さいところで行くと、例えば、小松菜農家だとか、せっかく栽培したんだけど給食が休みになったので、結局どこにも出せないで処分せざる

	るを得なかったと。あとは、パンなんかは小麦粉をとってあるんだけど、それが結局3か月とか学校ができなかったために使えなかった。あと牛乳ですね。牛の酪農家のところでも、牛はいるのでどんどん乳は出るんだけど、それを売りさばく先がないということで非常に困っていて、そういったものが結構たまっていて、その分を一番大きな消費者として学校給食をやらなかったために、どうしても処分せざるを得なかった。 それは、もちろん業者さんのせいでもないし、我々自治体のせいでもないんですけれども、何とかその部分をこのままじゃパン屋さんだとか、牛乳業者の仕事が立ち行かなくなるので何とか助けてくれないかという話の中で、今回その辺に、我々もなかなかそこにお金を出しづらいんですけれども、国のほうが、10分の10、補助金を出すから何とかそれでやってくれという話がありました。これは歳入が一緒にくっついていきます。なので、10分の10補助金が出るのであれば、私どもも業者さんに補償しましょうという形です。 ただ、江戸川区ではこういう形でやりましたけれども、ほかの区については、やらない区がたしか多いと思います。それはうちの問題ではないということで、歳入のさだかでないところで歳出を組むわけにはいかないということなんですけど、私たちは、文科省の職員を呼んで、本当につくの、つかないのという話も膝突き合わせて話をしたら、何とかつけるからぜひ業者さんを助けてやってほしいという話があったものですから、区長とも相談して、じゃあせっかくだから、地元の近くの業者さんだし、地元の農家さんだし、助けてあげようよという形での今回こういう予算計上となりました。だから、ほかの区が全部やっているかということ、そういう形ではないと思います。
石 井 委 員	ありがとうございます。いいお話ですね。
教 育 長	本当はもっと早く出してほしかったのですが、なかなか補助金がつかなかったもので、最後になってしまいました。でもこれで、パン屋さんの組合もあと牛乳屋さんからも何とか助けてくれという話が来ていたんですが、本当に最終的にこういう形になってよかったと思います。
石 井 委 員	職員の育児休業等についての条例でお伺いしたいんですが、養育里親の方も里親と全く同等ということなんですが、養育里親の場合には、そうしますと、ある期限といいましょうか、養育里親でなくなる時が来る可能性もあ

	るわけですね。そうしたときに、その養育里親であるのかないのかということ区としてはどういうふうに把握されるのか。要は、養育里親の状態の場合には、ちゃんとそういうことをしっかりとフォローすべきでしょうし、逆に言えば、養育里親じゃなくなれば、そうでなくするということが速やかにできるのいいかなと思ったんですが。
教育推進課長	先ほど、言葉が足らずで申し訳ないんですが、養育里親は一部が認められてきたというところなんですけれども、具体的に申し上げますと、養育里親は基本的にこれまで認められていませんでした。こういった場合に認められたかといいますと、養子縁組里親になる意思があって、手続をしているんですが、実の親の反対があって認められない場合、その場合には、事実上、養子縁組里親と近いような位置付けにあるだろうということで、養子縁組里親と同じような取扱いをしてきたというところでございます。 養育里親につきましては、本来養子縁組を目的としない里親ということで、養子縁組はしないんですけれども、児童相談所からの依頼に基づきまして、委託をされて子供の養育をするというようなものでございまして、そういった形で里親になっている職員というのがあります。基本的には、職員からの申し出により確認をするというところになりますので、あとは、いわゆる住民票上もはっきりとは書いておりませんが、ある程度確認ができるような形にはなっておりますが、基本的には一時休業を取得する職員が申請をする際に申し出をしていただくということにより確認する予定でございまして。
石井委員	ありがとうございます。それでこの育児休業はよく分かるんですが、実は、育児休業だけではなくて、ほかのところにも、法令にも関わってくるかなということを考えての質問だったんですが。
教育推進課長	今回の子供の扱いの部分でございまして、こちらはいわゆる育児休業に関する条例でございまして、先ほど最後に申し上げました勤務時間条例につきまして、これと同じ考え方で子供の範囲を決めているものが実はございます。子供が熱を出したときなどに取れる子供の看護による休暇であったり、子供がいる方の深夜の就業制限であったりとか、子供がいることに伴って取れる休暇や就業の制限等につきまして、同じ考え方によって行っているものがございまして、それにつきましては、規則をもって今後改正をして、同じ扱いにしていく予定でございまして。

教 育 長	よろしいでしょうか。他になければ、第３号議案の意見聴取に対しましては、異議なしと回答することと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、異議なしと決定し、区長にその旨を回答いたします。 秘密会はここまでとします。 〔秘密会終了〕
教 育 長	続きまして、日程第３、教育関係事務報告にまいります。 「教育委員会後援名義の使用承認について」事務局より説明をお願いいたします。
教育推進課長	今回、教育推進課から２件、御報告をさせていただきます。 １件目でございます。行事名、あいさつ運動キャンペーン、今回３１回目の後援名義の申請でございます。区のほうの後援名義も申請しているものがあります。 申請者は江戸川区青少年育成地区委員長会会長でございます。 事業の概要といたしましては、「あいさつ運動」を区内全域で展開し、地域の連帯感を高めながら、子供たちの健全育成を図る。区広報、地区委員会広報などにキャンペーン記事を掲載し、各施設や町会などの掲示板にポスターを掲示するというものでございます。 実施時期は、令和３年４月１日木曜日から５月３１日月曜日の期間となりまして、実施場所は区内全域でございます。 対象は、区内の青少年、及び地域の住民であります。経費の徴収及び賞状・副賞等はございません。 参考に要項をつけさせていただいております。 ２件目でございますが、子どもたちのための芸術ふれあいフェスティバル２０２１、こちらは１２回目の後援名義申請でございまして、こちらも区の後援名義の申請も行っております。 申請者は、一般社団法人子ども文化コミュニティえどがわの代表理事でございます。事業の内容につきましては、芸術鑑賞、芸術文化体験及び伝統文化との触れ合いを通じて、子供たちの想像性、表現力、社会性を育むことを

	目的とするというものでございます。 実施日時は、令和３年７月４日日曜日、会場はタワーホール船堀の大ホール・展示室等でございます。対象は、区内小・中学生及び一般区民、経費の徴収につきましては、参加プログラムごとに材料費等のいわゆる実費を徴収するというものでございます。賞状・副賞等はございません。 この芸術ふれあいフェスティバルにつきましては、前年度、令和２年７月にも予定してございましたが、こちらについては、新型コロナの影響で中止とされました。今回につきましては、いわゆる新型コロナウイルスの感染症対策を施した上で実施をしたいというものでございます。 参考資料につきましては、先ほど申し上げたものをつけているところでございます。
教 育 長	ただいまの件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
蓮 沼 委 員	このフェスティバルのほうですけど、代表理事の方は元清新一中のＰＴＡの会長さんだと思いますが、一生懸命やられていてすばらしいですね。
庭 野 委 員	コロナ感染防止対策が随所に出ていて、なかなか今までの経験というんでしょうか、ほかのところでいろいろとやっていることをうまく取り入れて、感染防止に努めているなというふうなことを感じました。ぜひ、出演者の皆さんたち、あるいは、観客の子供たちのために、無事できることを願いたいなと思います。
教 育 長	それでは、ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和３年第２回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時４５分